

消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金交付要綱

(通則)

第1条 消防団活動を促進するため、消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金(以下「補助金」という。)を交付することを目的としてこの要綱を定める。補助金の交付については世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災資機材格納庫改修
- (2) 望楼改修
- (3) ホース干場改修

(補助事業者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業を行う消防団とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、次に掲げる算定基準により算定した額とし予算の定める額を限度とする。

- (1) 第2条第1号から第3号までに掲げる補助事業 消防団に属する分団の総数×10,000円(この算定基準により算定した額の総額を一部の分団の防災資機材格納庫等改修工事に充てることのできる。)

(補助金の交付申請)

第5条 区長は、補助金の交付を受けようとする補助事業者に、次に掲げる書類を添付させた消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金交付申請書(第1号様式。以下「申請書」という。)を毎年2月1日までに提出させなければならない。

- (1) 補助事業計画書
- (2) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 区長は、申請書の提出があったときは、次に掲げるところにより審査し補助金の

交付を決定したときは、その決定の内容及びこれに付けた条件を消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金交付決定通知書(第2号様式)により、補助金を交付しないことに決定したときは、その旨を消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金不交付決定通知書(第3号様式)により、速やかに申請をした補助事業者に通知しなければならない。

- (1) 補助事業の対象であること。
- (2) 申請書類が適切であること。
- (3) 予算の範囲内であること。
- (4) 前3号のほか、必要に応じて行う調査。

(補助金の交付請求)

第7条 区長は、前条の交付を決定したときは、交付決定の日から14日以内に補助事業者から消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金交付請求書(第4号様式)を提出させるものとする。

- 2 区長は、前項の請求があったときは、15日以内に当該請求に係る補助金を支払うものとする。

(補助事業の変更の承認)

第8条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書(第5号様式)により申請させなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについてはこの限りではない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を決定したときは、その旨を消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助事業変更・中止・廃止承認書(第6号様式)により、申請をした補助事業者に通知するものとする。

(事故報告)

第9条 区長は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業者から消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金

補助事業事故報告書（第7号様式）により報告させなければならない。

- 2 区長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。

（遂行命令等）

第10条 区長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査その他補助事業者が提出する報告等により、当該補助事業者の補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者これらに従って当該補助事業を遂行すべきことを消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金補助事業遂行命令通知書（第8号様式）により命ずるものとする。

- 2 区長は、補助事業者が前項の命令に違反したときは、当該補助事業の一時停止を当該補助事業者へ消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金補助事業停止命令通知書（第9号様式）により命ずるものとする。

（実績報告）

第11条 区長は、補助事業が完了したとき（第8条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、当該完了の日又は当該会計年度終了の日から60日以内に、補助事業者へ消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金補助事業実績報告書（第10号様式。以下「実績報告書」という。）を提出させなければならない。

- 2 区長は、前項の実績報告を受けたときは、実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

（是正のための措置）

第12条 区長は、前条第2項による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを、補助事業者に対して消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金補助事業是正命令通知書（第11号様式）により命ずるものとする。

- 2 区長は、前項の命令により補助事業者が必要な処置をした場合は、当該補助事業者へその結果を実績報告書により報告させなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 第11条の実績報告による補助事業の成果又は補助事業の事業費の実績額が著しく第5条の交付申請の内容を下回るとき。
- (4) 前3号のほか、補助金の交付の決定の内容、これに付けた条件、規則の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により取り消しをしたときは、速やかにその内容を、当該補助事業者に消防団防災資機材格納庫等改修工事に関する補助金交付決定取消通知書(第12号様式。以下「取消通知書」という。)により通知しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 区長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助事業者に命じなければならない。

(違約加算金及び延滞金)

第15条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたとき(第13条第1項第3号の規定に該当し、補助金の返還を命じたときを除く。)は、補助事業者をしてその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第16条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、

当該返還を命じた額がその日に受領した額を越えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第17条 第15条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第18条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の規程に基づき交付されている補助金の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

附 則

この要綱は、昭和59年2月1日から施行する。

附 則(平成10年3月17日世防発第398号)

この要綱は、平成10年3月20日から施行する。

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日世玉地発第358号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月25日2世地第1077号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。